

平成30年度 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費の状況

平成26年度4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

下郷町の平成30年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	44,985 千円
【歳出】	地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた 社会保障施策に要する経費	486,567 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		平成30年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
「国」による分類	「下郷町」による分類		国庫支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	164,603	75,823	0	44,162	8,383	36,235
	老人福祉費	25,820	0	0	15,007	2,032	8,781
	児童福祉費	80,165	48,179	0	11,543	3,841	16,602
	小計	270,588	124,002	0	70,712	14,256	61,618
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	59,504	6,641	0	21,910	5,816	25,137
	後期高齢者医療特別会計繰出金	31,184	0	0	22,161	1,695	7,328
	介護保険特別会計繰出金	124,575	744	0	372	23,196	100,263
	小計	215,263	7,385	0	44,443	30,707	132,728
保健衛生	衛生費	716	232	0	366	22	96
	小計	716	232	0	366	22	96
合計		486,567	131,619	0	115,521	44,985	194,442

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

本表は、消費税率引き上げに伴う財源の充当先（社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）を示すもの（総務省事務通達）であり、下記は其中で使用される用語及び事例を抜粋したものです。

- ※1 社会保障4経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費
- ※2 その他社会保障施策に要する経費：社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策
- ※3 社会福祉：生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること
事例) 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など
- ※4 社会保険：保険的方法によって社会保障を行う制度の総称で、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
事例) 国民健康保険、介護保険、年金 など
- ※5 保健衛生：国民の健康を保つための施策
事例) 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など